

復興関連予算の継続と災害復旧事業期間の延長を求める意見書

三陸沿岸地域一帯は、東日本大震災による大津波により、住民の生活をはじめ、産業、教育、文化等あらゆる分野を支える社会資本が壊滅的な打撃を受け、現在、本格的な復興に向け、各種事業を推進しているところです。

陸前高田市においても、平成23年12月に計画期間を平成30年度までとする震災復興計画を策定し、市民一丸となって復旧・復興に向けた取組みを進めているところですが、被災規模が甚大であること、また、資材不足や人材不足等に伴う建設工事の遅れなどにより、復興事業の推進は、これから本格化することになります。

国においては、これまで集中復興期間を平成27年度までとして復興事業を推進してきたところであり、今般、集中復興期間終了後の財源について、「地方自治体の負担の在り方を含め次の5年の新たな枠組みを策定する。」等、被災地支援を見直す考えが示されているところではありますが、本市をはじめとする被災地においては、平成27年度までにすべての事業を完了させることは非常に困難な状況であります。

つきましては、国におかれましては、平成28年度以降も復興交付金制度の継続と災害復旧事業期間の延長とともに、これら復興予算に対する震災復興特別交付税による取崩し型復興基金の追加的な財政支援措置につきましても、復旧・復興が完了するまで、これまで同様に継続されますよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年3月17日

岩手県陸前高田市議会